

転入・転出の手続きを忘れずに！

☎本所市民課 ☎35 - 1197 または 各地域庁舎市民福祉課へ

進学・就職・転勤などで住所が変わる方は、住民異動届（転入・転居・転出）の手続きが必要です。手続きの際は、来庁する方の本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証等）をお持ちください。

▶ 転入したとき

他の市区町村から本市に引っ越した方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

▼ 必要なもの

- ・前に住んでいた市区町村からの転出証明書（書面で発行された方）
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カード（外国籍の方）
- ・前に住んでいた市区町村で発行された後期高齢者医療負担区分等証明書（県外からの転入の方）
- ・前に住んでいた市区町村で発行された介護保険被保険者証（住所地特例施設に入所される方）

▶ 市内で転居したとき

転居した日から14日以内に手続きをしてください。

▼ 必要なもの

- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カード（外国籍の方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方）

▶ 転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越す場合、転出予定日の14日前から手続きができます。

▼ 必要なもの

- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・介護保険被保険者証（お持ちの方）

※引っ越した日から14日以内に、新住所地の役所の窓口で転入手続きをしてください。

※マイナンバーカード及びスマートフォン等をお持ちの方は、オンラインで転出届・転入予約ができます。詳しくはデジタル庁HPをご覧ください。



左のような異動届のほか、以下の窓口で手続きが必要です。手続きに必要なものを確認し、忘れずに行ってください。

対象者	窓口
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している	本所国保年金課 ☎35 - 1292
福祉医療証（☎・㊦・㊧）を持っている	
国民年金に加入している	本所国保年金課 ☎35 - 1294
介護保険被保険者証を持っている	本所長寿介護課 ☎35 - 1289
児童手当を受給している	本所子育て推進課 ☎26 - 0176
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している	
障害者手帳、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証を持っている（転出するときは不要）	本所福祉課 ☎35 - 1273
特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している	
犬を飼っている（転出するときは不要）	健康課（にこ♥ふる） ☎35 - 0146

※各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます。
※小・中学生の住所が変わる場合は、事前に学校及び学校教育課（櫛引庁舎）☎57 - 4865に連絡の上、手続きをしてください。

市役所本所市民課の窓口を 平日時間延長・休日開設します

☎本所市民課 ☎35 - 1197

住所変更等の手続きが集中する3月下旬～4月上旬に、本所市民課の窓口を平日時間延長・休日開設します。取扱い業務は次のとおりです。

- ▷住民異動届（転入・転居・転出等）
- ▷印鑑登録
- ▷証明書等の交付（住民票の写し・戸籍全部〈個人〉事項証明書・所得課税証明書等）

※広域交付による住民票の交付、海外からの転入の届出はできませんのでご注意ください。

▼ 平日時間延長・休日開設日

月	火	水	木	金	土	日
			3/21	3/22	3/23	3/24
3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31
4/1	4/2			4/5	4/6	

時 平日時間延長…午後6時30分まで
休日開設 …午前9時～午後4時

市コールセンター及びWEB予約の受付を終了します

☎新型コロナウィルスワクチン接種対策室（にこ♥ふる） ☎25 - 2111内線378

国が接種費用を負担し、自己負担なく新型コロナワクチンの接種ができる特例臨時接種が3月31日で終了します。特例臨時接種の終了に伴い、市が設置するコールセンター及びWEB予約の受付は次のとおり終了します。

◆鶴岡市コロナワクチン相談・予約センター（コールセンター） ☎0120 - 125 - 226

3月31日⑩午後5時15分で受付終了

◆WEB予約システム

3月28日⑩午後11時59分で受付終了

■4月1日以降、問合せ先が変わります

4月1日⑩以降は健康課（にこ♥ふる） ☎35 - 0157にお問い合わせください。

■令和6年度以降の接種について

65歳以上の方、60歳～64歳で対象になる方は、秋冬に定期接種が行われる予定です。それ以外の方は、任意接種となります。

※詳細が分かり次第、お知らせします。▶



3月下旬までに、世帯の人数分をまとめて送ります

お得な「第2回消費喚起クーポン券」をご利用ください

☎消費喚起クーポン券事務室（職員研修会館内） ☎64 - 1045 ■事業担当 本所商工課

物価高騰等の影響を受けている市内の中小・小規模事業者を支援することを目的に、市民に「消費喚起クーポン券」を送ります。ぜひご利用ください。

■送付対象者

令和6年1月1日時点で本市に住民登録がある方
※同日時点で母子健康手帳をお持ちの妊婦の方には追加配布します。

■クーポン券の内容

1人につき2,000円分の紙版クーポン券
（全店共通券500円×2枚 飲食券500円×2枚）



■利用方法

支払い1,000円ごとに1枚（500円分）の利用が可能

※1,000円以下の支払いには使用できません。

※家族の分を合わせて使用することもできます。
※飲食券は、飲食店のテイクアウト（パン・菓子を製造販売する店舗を含む）でも使用できます。

■利用期間

3月22日⑤～5月31日⑤

※利用期間になってもクーポン券が自宅に届かない場合は、鶴岡郵便局 ☎0570 - 943 - 241にご連絡ください。

■利用できる店舗

市内の中小・小規模事業者の店舗（大手チェーン店、コンビニ、ドラッグストア等は対象外）

※参加店舗の一覧（1月19日時点）をクーポン券と一緒に送付します。

※参加店舗にはポスターを掲示します。

※最新の情報はHPで確認できます。▶▶▶



広報「つるおか」の表紙が「特選」を受賞！

☎本所総務課 ☎35 - 1117



山形県広報協会が主催する、山形県市町村広報コンクールで、広報「つるおか」令和5年6月号の表紙が「写真の部（一枚写真部）」で特選を受賞しました。

子育て応援特集のテーマにふさわしく、親子の表情が豊かであり、月山を大きく撮る技術力が高いことが評価されました。特選作品は、日本広報協会が主催する、全国広報コンクールに推薦されます。

皆様のご愛読に感謝し、今後も親しみやすい広報「つるおか」をお届けします。

カラー版は
こちらから



催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

市政

令和6年度水質検査計画を公表します

安全・安心に水道を利用しているため、水質検査の方針、検査項目・頻度、採水場所等を定めた同計画を市HPに掲載しています。ご意見等がある方は、上下水道部水道課 ☎23・7732にご連絡ください。



令和5年鶴岡市消防本部管内 火災・救急概要をお知らせします

▼火災件数、損害額、死者・負傷者数

総出火件数	42件 (対前年比 8件増)
※内、建物火災	24件
損害額	5,697万円 (対前年比 441万円減)
死者数	0人 (対前年比 3人減)
負傷者数	6人 (対前年比 3人減)

▼出火原因 ▼たき火：7件 ▼たばこ：4件 ▼こんろ：3件 ▼電灯・電話等の配線：2件 ▼ストーブ、放火の疑い：各1件 ▼その他(落雷、枯草焼き等)：13件 ▼不明・調査中：11件

▼出火原因の内、建物火災の原因 ▼たばこ、こんろ：各3件 ▼電灯・電話等の配線：2件 ▼ストーブ、放火の疑い：各1件 ▼その他：6件 ▼不明・調査中：8件

▼救急出動件数は1日平均17・5件

救急出動件数	6,404件 (対前年比 380件増)
救急車で搬送された人数	5,724人 (対前年比 357人増)

▼救急搬送種別 ▼急病：4,545件 ▼一般負傷：888件 ▼転院搬送：510件 ▼交通事故：230件 消防本部予防課 ☎22・8332

福祉・年金

人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します

▼次の全てに該当する方 ①本市に住民登録があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳を持っている ②人工透析療法を受けるため交通機関(自家用車を含む)を利用して通院している ③本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない ④生活保護等で通院交通費の給付を受けていない

■助成額 通院交通費として実際に掛かった額と交付基準額で、いずれか低い方の額 申3月29日迄まで申請書・通院報告書と領収書(タクシー等を利用した方のみ)を本所福祉課 ☎35・1273または各地域庁舎市民福祉課へ

令和6年度分福祉タクシー券・福祉給油券を交付します

対象者に申請書を送りしています。希望する方は必要事項を記入し、郵送

してください。届かなかった方や紛失した方等はお問い合わせください。▼次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級〜3級 ②療育手帳 A ③精神障害者保健福祉手帳1級 本所福祉課 ☎35・1273または各地域庁舎市民福祉課へ



こんなときは国民年金の加入、変更の手続きを!

▼会社員(被用者年金加入者)とその配偶者 ▼被用者年金をやめたとき ▼配偶者の扶養から外れたとき ▼学生、無職の方、自営業者の方等 ▼被保険者が死亡したとき(死亡一時金・遺族基礎年金を請求できる場合あり)、国外転出や受け取る年金額を増やすために任意加入するとき(☆☆)、保険料の納付が困難なとき(学生納付特例や免除申請をするとき)(☆☆)

▼共通 国民分証明書 申14日以内に(☆は速やかに) 鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294または各地域庁舎市民福祉課へ 他市HP

生活・その他

引っ越し時のごみの処分は 計画的に!

引っ越し等に伴い、大量のごみが発生する場合、ごみステーションが満杯にならないよう、数回に分けて出してください。粗大ごみや一度に大量のごみを処分したい場合は、各ごみ処理施設に自分で持ち込むか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

▼家電リサイクル法の対象品等の処分 テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、エアコン、スプリング入りマットレス等、市で取り扱わないごみの処分は、許可業者に依頼してください。

▼廃棄物対策課 ☎22・2848 他市HP

公共下水道事業受益者負担金 申告書をお送りします

次の対象区域内に土地を所有する方には、令和6年度から新たに公共下水道事業受益者負担金を納めていただきます。対象となる方に同負担金申告書を、4月上旬に送付します。

■対象区域 安丹、覚岸寺字水上、下小中、清水新田、下興屋の各一部 上下水道部下水道課 ☎25・5860

集落排水事業分担金申告書をお送りします

次の対象区域内に家屋を所有し公共汚水ますを設置した方に、令和6年度から新たに集落排水事業分担金を納めていただきます。対象となる方に同分担金申告書を、4月上旬に送付します。

■対象区域 上清水、中清水の一部 上下水道部下水道課 ☎25・5860



倒壊した家屋から大切な荷物を運び出す、それが大学生の私の役割だった。平成7年1月17日に発災した阪神淡路大震災から間もなく30年。春休みを利用して、発災から約2か月経過した被災地を訪れた私の目の前に広がっていたのは、テレビで見た、巨大地震の力によって都市が破壊された姿だった。

その関西でのボランティアに行こうと誘われた私は、学生が被災地に行ってもかえって迷惑を掛けるのではないかと、思っていた。行こうか、行くまいかと、悩んでいたが、できるだけ邪魔にならないようにしよう、と心掛けながら、電車を乗り継いで現地向かった。

ボランティアに従事したのは3月20日頃だった。3月20日、東京では地下鉄サリン事件が発生、社会全体が騒然としていた。

確か神戸市長田区にあったボランティアの拠点に集合し、作業に向かった。2か月たったにもかかわらず、目の前の光景は全く復旧が進んでいないように、私には見えた。崩壊した家屋が無数に広がる、まるで手の施しようのない状況に感じられた。案内された場所に到着し、自分では作業することが難しい高齢の家主が見守る中、倒壊した家屋からいくつかの荷物を取り出した。「ありがとう」という言葉を聞いたとき、迷惑になる、という私の考えは間違っていたことをはつきりと理解した。後に「ボランティア元年」などと呼ばれるようになった。

2月1日、王祇祭に向かう前に、いこいの村公園内にある鶴岡市立農業経営者育成学校（略称…SEAD

S（シーズン）を訪問した。その日の昼、研修生たちが修了生を交えて餅つき大会を開催しており、私も、久しぶりにきねを握り、餅を味わった。若い世代が夢を持って、農業を仕事にしたい、地域を元気にしたいと談笑する姿に勇気をもらい、若者を支えるスタッフを頼もしく感じた。餅とともに人気だったキムチは、研修生の日頃の食事を担当されている阿部絹さんの手作り。絹さんが、若者との触れ合いに生きがいを感じていること、研修生は日頃の食事に感謝と敬意の念を抱いていること、その関係に私は胸が熱くなった。

『やくそくの「大地踏」』の絵本の一場面そのもの。王祇祭では、凍み豆腐の奥深い味と、すばらしい芸能を披露してくれた子供たちに魅せられた。

王祇祭の翌日、鶴岡WBCプロジェクトの報告会に臨んだ。こどもみんなが社会の実現に向けて、市役所若手職員の柔軟な発想を活かそうと始まったこの取り組み。私自身にとっても政策の企画立案、そして実施とは何かを改めて考える機会を頂いた。若い職員の皆さんにとっても、日常の仕事から少し離れて、市民の皆様が抱える課題を把握し、分析し、対応策を考える、良いトレーニングになったことだろう。

青春とは人生のある期間ではなく、心の持ち方をいう。有名な詩の一節のように、私も若い人たちと一緒にあって、まだ見たことのない景色を求め、旅を続けていきたい。

皆川 治

令和6年度水道メーター取替えの予定時期と地区

水道メーターの使用期限は、法律によって8年間と定められているため、定期的に取替えを実施しています。取替えでの費用の負担はありません。

■実施予定時期 4月〜12月 ■実施予定地区 左の表のとおり

Table with 2 columns: 地域 (Area) and 実施予定地区 (Implementation Area). Rows include 鶴岡, 藤島, 羽黒, 檜引, 朝日, 温海.

■上下水道部お客さまセンター ☎23・7609 他予定地区以外でも取替えを実施する場合があります

市民の皆さんのご参加をお願いします 鶴岡地域春の清掃クリーン作戦&側溝清掃

- 日・場▽クリーン作戦と側溝清掃 4月7日①: 第二・第三学区 14日②: 第一・第五学区 21日③: 第四・第六学区 ▽クリーン作戦 3月31日④: 西郷地区 4月7日⑤: 斎・京田・栄

- ・大泉・上郷・三瀬地区 14日⑥: 黄金・小堅地区 21日⑦: 湯田川・田川・湯野浜・由良地区 28日⑧: 加茂地区 5月12日⑨: 大山地区 閏▽クリーン作戦: 廃棄物対策課 ☎22・2848 ▽側溝清掃: 本所土木課 ☎35・1403

降雪や気温上昇で発生しやすくなります 融雪期の雪崩に注意!!

外出の際は、気象情報等に注意して雪崩の事故に遭わないようにしましょう。山の斜面の雪割れ等の前兆現象や変化に気付いたときは、安全な場所へ避難し、本所防災安全課 ☎35・1204 にご連絡ください。

一般財団法人自治総合センターの助成事業 宝くじの助成金で整備しました

同センターの宝くじの社会貢献広報事業で整備しました。

- ▼一般コミュニケーション助成事業 内遊具の整備(福田町内会) 閏本所コミュニティ推進課 ☎35・1203

- ▼地域づくり助成事業(共生) 障がいフリー対応車両の整備(鶴岡福祉バス2号車) 閏本所福祉課 ☎35・1252

